

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【元町畠田線ほか 1 路線の変更】

次の付議案を提出する。

平成 28 年 1 月 14 日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 1 0 5 号
平成 2 8 年 1 1 月 7 日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【元町畠田線ほか 1 路線の変更】
(付議)

このことについて、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する
同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・4・711号元町畠田線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・4・711	もよまちほたけせん 元町畠田線	おうじちよう 王寺町 もとまちにちようめ 元町二丁目	おうじちよう 王寺町 ほたけたよんちようめ 畠田四丁目	おうじちよう 王寺町 ほんまちさんちようめ よんちようめ ごちようめ 本町三丁目、四丁目、五丁目	約980m	地表式	2車線	16m (16～17m)	王寺香芝線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所
幹線街路	3・3・2	なほにしかんせん 奈良西幹線	おうじちよう 王寺町 ほらいつちようめ 王寺一丁目	かしはし 香芝市 きたいまいちごちようめ 北今市五丁目	おうじちよう 王寺町 おしにちようめ ほんまちいつちようめ にちようめ 王寺二丁目、本町一丁目、二丁目、 よんちようめ ほたけたよんちようめ ほつちようめ 四丁目、畠田四丁目、八丁目 かしはし 香芝市 にしにちようめ いまいずみ かみなか あさひがほか 尼寺二丁目、今泉、上中、旭ヶ丘 いつちようめ たかきたいまいちせんちようめ よんちようめ よんちようめ 一丁目、南、北今市三丁目、四丁目、 ろくちようめ ななちようめ 六丁目、七丁目	約5,380m	地表式	4車線	25m (18～27.5m)	自動車専用道路(近畿自動車道名 古屋大阪線)と立体交差 中和幹線と立体交差 幹線道路と平面交差10箇所
		車線の数の内訳	2車線	約770m						
			4車線	約4,610m						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添、理由書のとおり

都市計画道路 元町畠田線ほか1路線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 元町畠田線は、起点を王寺町元町二丁目、終点を王寺町畠田四丁目とする標準幅員16m、2車線、延長約980mの王寺町域を東西に横断する幹線街路である。

当初、昭和40年に都市計画決定後、昭和48年に元町畠田線として名称変更され、最終平成19年に都市計画道路 奈良西幹線の変更に伴い終点部が変更されている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 元町畠田線は、国道168号と国道25号を結ぶ東西の県道ルート上に位置し、王寺町本町四丁目～終点間（以下「当該区間」という。）を除いて既に2車線で整備されている。しかし、当該区間が未整備のため、国道168号の渋滞を避けた通過交通が周辺的生活道路に流入し、地域の安全対策が課題となっている。

現在、王寺町域の国道168号の拡幅事業が進捗し、元町畠田線が接続する交差部の工事着手が見込まれることから、速やかに当該区間の整備に着手し道路ネットワークの強化、通過交通の集約化による地域の環境改善を図る必要がある。

当該区間の整備にあたり、接続する道路との交差形状を改善する必要性が生じたため、道路線形を見直したところ、隣接する都市公園「泉の広場公園」区域に影響することが判明したが、王寺町が「泉の広場公園」施設の老朽化により公園計画の見直しに着手したことから、道路計画と公園計画を一体的に見直すことが可能となった。

このことから当該区間の道路計画について検討した結果、自動車交通の円滑性・安全性の向上を図るために道路線形を変更するものである。

なお、「泉の広場公園」の見直しは王寺町が将来像を策定し、県の道路計画の変更に合わせ都市計画変更を行う予定である。

(2) 変更の内容

1) 元町畠田線について、以下の変更を行う。

- ・王寺町本町四丁目～王寺町畠田四丁目までの約0.3km区間について、道路線形の変更に伴い、都市計画道路の区域を変更する。

2) 奈良西幹線について、以下の変更を行う。

- ・元町畠田線との交差部の境界位置を変更する。